

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一社)東京都テニス協会]

[記載日：2025年3月14日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	A
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法）に則った定款及び諸規定を定め、運用している。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	A
公共の施設を利用する大会等については、当該施設の使用に係る規則や当該施設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守し事業運営を行っている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	A
定款に基づき社員総会において理事、監事を選任し、定期的に、理事会、常務理事会、社員総会を開催したうえで決算や事業報告等を行っている。また8つの専門委員会を設置し、適切な団体運営及び事業運営に取り組んでいる。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>毎年度事業計画を策定し、社員総会及びホームページにおいて主要活動を公表している。 一方で、5年後の当協会の在り方については、今後検討を進めていく予定である。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>一部の役職員は、日本テニス協会が主催する研修会や東京都スポーツ協会が主催する研修会に参加しているが、役職員全員が受講する体制にはなっていない。 今後は、全役職員向けに当協会主催の研修会を企画するとともに、研修会に参加するよう促していく。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>現時点では、コンプライアンス研修の実施と参加は不十分であり、今後は研修会への参加を啓蒙していく。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>法人の会計処理が適切に行えるよう、理事会の決議による他経理規程に必要な事項を定め、公正な会計原則を遵守している。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>補助金等を受ける際は、実施主体が定める補助金に関する実施要項等、補助金要項を遵守し適切に処理している。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
自主的な点検を行う他、法人の規約に基づき、監事による監査を受けると共に、公認会計士による専門的見地からの指導・助言を受け、会計に関する書類の承認を受けている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
法人法の規定、また本法人の定款、経理規程に基づき事業計画及び収支予算に関する書類等や事業報告及び決算に関する書類等について、主たる事務所への一定期間の備置きと一般の閲覧に供する旨を定款に明記し、情報開示を適切に行っている。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
当協会のホームページを活用し、事業ごとの情報開示を積極的に行っているが、今後はスポーツ庁及び東京都の方針に従い、本ガバナンスコード セルフチェックシートを掲載し広く公開している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	